

酢酸メチル	二二二一	酢酸メチル	二二二一
アクリル酸メチル	一九一九	アクリル酸メチル	一九一九
メチルアミルアルコール	一五九三	メチルアミルアルコール	一五九三
塩化メチレン	一五四七	塩化メチレン	一五四七
二メチル—五—エチルピリジン*	一一三四	二メチル—五—エチルピリジン*	一一三四
メタクリル酸メチル	—	メタクリル酸メチル	—
二メチルペンテン*	—	二メチルペンテン*	—
アルファ—メチルスチレン*	—	アルファ—メチルスチレン*	—
モノクロロベンゼン	—	モノクロロベンゼン	—
モノエタノールアミン	—	モノエタノールアミン	—
モノイソプロパノールアミン	—	モノイソプロパノールアミン	—
モノメチルエタノールアミン	—	モノメチルエタノールアミン	—
モノニトロベンゼン	—	モノニトロベンゼン	—
モノイソプロピルアミン	—	モノイソプロピルアミン	—
モノフ—リン*	—	モノフ—リン*	—
ナフタリン (溶融状のもの)	一三三四	ナフタリン (溶融状のもの)	一三三四
ナフテン酸*	—	ナフテン酸*	—
硝酸 (九〇パーセント)	二〇二一	硝酸 (九〇パーセント)	二〇二一
ニトロプロパン	—	ニトロプロパン	—
オルトニトロトルエン	一六六四	オルトニトロトルエン	一六六四
ノニルアルコール*	—	ノニルアルコール*	—
ノニルフェノール	—	ノニルフェノール	—
ノルマルオクタノール	一八三一	ノルマルオクタノール	一八三一
発煙硫酸	—	発煙硫酸	—
しゆり酸 (一〇パーセント—二五パーセント)	一六六九	しゆり酸 (一〇パーセント—二五パーセント)	一六六九
ペンタクロロエタン	一二六五	ペンタクロロエタン	一二六五
ノルマルペンタン	一八九七	ノルマルペンタン	一八九七
パイクロロエチレン	—	パイクロロエチレン	—
(テトラクロロエチレン)フェノール	一八七五	(テトラクロロエチレン)フェノール	一八七五
りん酸	一〇〇一	りん酸	一〇〇一
りん (元素りん)	一三三八	りん (元素りん)	一三三八
無水フタル酸	—	無水フタル酸	—
(溶融状のもの)	—	(溶融状のもの)	—
ベータ—プロピオラクトン*	—	ベータ—プロピオラクトン*	—

ブロビオン酸アルデヒド	一二七五				
ブロビオン酸	一八四八				
無水プロピオン酸	一二七六				
酢酸ノルマルプロビル*	一二七四				
ノルマルプロビルアルコール	一二七七				
ビリジン	一二八二				
四塩化けい素	一一八一				
(溶液)	—				
重クロム酸ナトリウム	一八二四				
水酸化ナトリウム	—				
ソジウムペンタクロロフェネイト(溶液)	二〇五五				
スチレンモノマー	一八三二 一八三一 一八三〇 一八二九 —— ——				
硫酸	—				
牛脂	—				
四エチル鉛	一六四九				
テトラヒドロフラン	二〇五六				
テトラヒドロナフタレン	一五四〇				
テトラメチルベンゼン	一六四九				
四メチル鉛	一三八八				
四塩化チタン	一二九四				
トルエン	二〇七八				
トルエンジイソシアネート*	—				
トリクロロエタン	一七一〇				
トリクロロエチレン	—				
トリエタノールアミン	一二九六				
トリエチルアミン	—				
トリメチルベンゼン*	—				
りん酸トリリプル (りん酸トリクレジル)*	—				
ウッドテレピン	一二九九				
酢酸ニル	一三〇一				
塩化ビニリデン*	一三〇三				
キシレン (異性体の混合したもの)	一三〇七				
C	B C B B	C C D B C B C D A D C D A D	C C A	C C	D B C D C D D D
○・一	○・一	○・一	○・一	○・一	○・一
○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五

* 物質名に付されている星印は、当該物質が暫定的にこの表に含められていること及び当該物質の環境に対する危険性、特に、生物資源に対する危険性についての評価を完全なものにするためには更に資料を必要とすることを示す。

付録Ⅲ ばら積みで運送される無害と考えられる液体物質の表

アセトニトリル（シアン化メチル）
 ターシャリーアミルアルコール
 ノルマルブチルアルコール
 ブチロラクトン
 塩化カルシウム（溶液）
 ひまし油
 くえん性のジユース
 やし油
 たら肝油
 イソデシルアルコール
 ノルマルデシルアルコール
 デシルオクチルアルコール
 ジブチルエーテル
 ジエタノールアミン
 ジエチレングリコール
 ジペンテン
 ジブロビレングリコール
 エチルアルコール
 エチレンジグリコール
 脂肪族アルコール（ C_{12} — C_{20} ）
 グリセリン
 ノルマルヘプタン
 ヘプテン（異性体の混合したもの）

付録Ⅳ

ノルマルヘキサン
 リグロイン
 メチルアルコール
 メチルアミルアセテート
 メチルエチルケトン（二—ブタノン）
 乳
 糖みつ
 オリーブ油
 ポリブロビレングリコール
 酢酸イソプロピル
 イソプロピルアルコール
 ブロビレングリコール
 酸化ブロビレン
 ブロビレン 四量体
 ブロビレン 三量体
 ソルビトール
 硫黄（液体）
 トリデカノール
 トリエチレングリコール
 トリエチレントトラミン
 トリブロビレングリコール
 水
 酒類

付録Ⅳ ばら積みの有害液体物質を運送する船舶のための貨物記録簿の様式

船名
 各タンクの貨物数量（立方メートルによる）
 年 月 日から 年 月 日までの航程

(a) 貨物の積込み	
1 積込みの日及び場所	
2 積み込んだ貨物の名称及び分類	
3 貨物を積み込んだタンクの識別記号	
(b) 貨物の移替え	
4 移替えの日	
5 タンクの識別記号 (i) から (ii) へ	
6 5(i) のタンクは、空になつたか。	
7 空になつていない場合には、タンクに残る量	
(c) 貨物の取卸し	
8 取卸しの日及び場所	
9 貨物を取り卸したタンクの識別記号	
10 タンクは、空になつたか。	
11 空になつていない場合には、タンクに残る量	
12 タンクを洗浄するか。	
13 スロップ・タンクに移し替える量	
14 スロップ・タンクの識別記号	
(d) 貨物タンクへのバラストの積込み	
15 バラストを積み込んだタンクの識別記号	
16 バラストの積込みの開始の日及び開始時における船舶の位置	船長の署名
(e) 貨物タンクの洗浄	
(A) 種類の物質)	
17 洗浄したタンクの識別記号	
18 洗浄の日及び場所	
19 洗浄方法	
20 使用した受入施設の所在地	
21 受入施設への排出の終了時における洗浄水の濃度	
22 タンクに残つた量	
23 最終洗浄の方法及び最終洗浄においてタンクに入れた水の量	
24 海洋への排出の日及び場所	
25 海洋への排出の方法及び使用した設備	
(B) 類、C 類及び D 類の物質)	
26 洗浄方法	
27 使用した水の量	

付 録 V

注 意 △ 船舶の選別

28 海洋への排出の日及び場所	
29 海洋への排出の方法及び使用した設備	
(f) 汚れたバラストの移替え	
30 タンクの識別記号	
31 海洋への排出の開始の日及び開始時における船舶の位置	
32 海洋への排出の終了の日及び終了時における船舶の位置	
33 排出中の船舶の速力	
34 海洋に排出された量	
35 スロップ・タンクに移し替えた汚濁水の量 (スロップ・タンクの識別記号を表示すること)	
36 沿岸受入施設に排出した場合には、排出の日及び港	船長の署名
(g) スロップ・タンクからの移替え及び残留物の処分	
37 スロップ・タンクの識別記号	
38 各タンクから処分した量	
39 残留物の処分方法	
(a) 受入施設の利用	
(b) 貨物との混合	
(c) 他のタンクへの移替え (タンクの識別記号を表示すること)	
(d) その他	
40 残留物の処分の日及び港	
(h) 事故その他の理由による例外的な排出	
41 排出の日時	
42 排出時における船舶の位置又は場所	
43 物質の概量、名称及び分類	
44 排出又は流失の状況及び一般的記述	船長の署名

ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書 (1973年)
(注釈 化学薬品タンカーにあつては、この証書に下記条約の附屬書 II 第 13 規則(3)の規定により要求される証書を追加する。)

(公の印章)

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に基づいて、

(国の正式名称)

政府の権限の下に、

(1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約により権限が与えられた者又は団体の名称)が発給する。

船名	船舶番号又は 信号符字	船籍港	総トン数

この証書は、次のことを証明する。

- この船舶が、上記の条約の附属書II第10規則の規定により検査されたこと。
- 検査の結果、この船舶の設計、構造及び設備が有害液体物質の海洋への不測の排出を最小にするようなものであることが明らかにしたこと。
- 次の設備及び方法が、上記の条約の附属書II第5規則の実施に関し、主管行により承認されていること。

(署名し、かつ、日付を入れて添付される紙面に貼く。)

この証書は、
まで効力を有する。
の間隔で中間検査が行われることを条件として、

19 年 月 日 (証書の発給の場所)において発給した。

(証書の発給について出資し、
限を与えられた職員(署名))

(必要に応じて証書を発給する当局の印章)

中間検査

この証書は、この船舶及びその状態が、上記の条約の附属書II第10規則(1)(e)の規定により要求される中間検査において、同条約の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

署名

(正当に権限を与えられた職員(署名))

場所

附属書III

適用

附属書III

容器、貨物コンテナ、可搬式タンク、道路用タンク車又は鉄道用タンク車への収納の状態で海上において運送される有害物質による汚染の防止のための規則

第一規則 適用

- (1) この附属書は、別段の明文の規定がない限り、容器、貨物コンテナ、可搬式タンク、道路用タンク車又は鉄道用タンク車に収納した有害物質を運送するすべての船舶に適用する。
- (2) この附属書による場合を除くほか、(1)に定める有害物質の運送は、禁止する。
- (3) 締約国の政府は、この附属書の規定を補足するため、有害物質による海洋環境の汚染を防止し又は最小にすることを目的として、容器、表示及び標識、書類、積付け、積載量の制限、適用除外並びに通報に関する詳細な要件を定め又はこれ

日

(必要に応じて、当局の印章)

署名

(正当に権限を与えられた職員(署名))

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

上記の条約の附属書II第12規則の及び(4)の規定に基づき、この証書の有効期間を

まで延長する。

署名

(正当に権限を与えられた職員(署名))

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

らの要件が定められるようにする。

(4) この附属書の適用上、有害物質の運送に使用された空の容器、貨物コンテナ、可搬式タンク、道路用タンク車及び鉄道用タンク車は、それ自体を有害物質とみなす。ただし、海洋環境に危険をもたらす残留物が残らないことを確保する適切な措置がとられたものについては、この限りでない。

第二規則 包装

容器、貨物コンテナ、可搬式タンク、道路用タンク車及び鉄道用タンク車は、内容物の特殊性を考慮して海洋環境に対する危険を最小にするようなものでなければならない。

第三規則 表示及び標識

容器（個々に船積みされているか、一口貨物として船積みされているか、貨物コンテナに収納されて船積みされているかを問わない）、貨物コンテナ、可搬式タンク、道路用タンク車又は鉄道用タンク車であつて内容物が有害物質であるものには、正しい専門的名称（取引上の名称は、使用してはならない。）により、消えることのないようにその内容を表示し、かつ、明確な標識を付して内容物が有害であることを示す。この表示は、可能なときは、他の表示（例えば、国際連合番号の使用）により補足する。

第四規則 書類

(1) 有害物質の海上における運送に関する書類において有害物質の名称を示す場合には、正しい専門的名称（取引上の名称は、使用してはならない。）を使用する。

積付け

積載量の制限

(2) 荷送人の作成する船積書類には、貨物が、適正に、包装され、表示され、標識を付されており、かつ、海洋環境に対する危険を最小にする運送に適した状態にされていることを示す証明書又は申告書を含める。

(3) 有害物質を運送する船舶には、船内にある有害物質及びその位置を示す特別の一覧表又は積荷目録を備える。この特別の一覧表又は積荷目録に代えて船内のすべての有害物質の位置を示す詳細な積付け図を使用することができ。船舶所有者又はその代理人は、有害物質を取り卸すまでこれらの書類の写しを陸上で保管する。

(4) 現行の海上における人命の安全のための国際条約の要求する危険物の運送についての特別の一覧表若しくは積荷目録又は詳細な積付け図を船舶が備えている場合には、この附属書の適用上要求される書類は、危険物に関するこれらの書類と合体させることができる。書類を合体させる場合には、危険物と有害物質とを明確に区別する。

第五規則 積付け

有害物質は、船舶及び乗船者の安全を損なうことなく、海洋環境に対する危険を最小にするように、適正に積み付け、かつ、安全な状態にしておく。

第六規則 積載量の制限

海洋環境に対して著しく危険な有害物質は、正当な科学的及び技術的理由に基づき、運送を禁止すること又は一の船舶に積載する量を制限することができる。積載量を制限する場合には、有害物質の包装及び特性並びに船舶の大きさ、構造及び設備について妥当な考慮を払う。

第七規則 適用除外

- (1) 容器、貨物コンテナ、可搬式タンク、道路用タンク車又は鉄道用タンク車への収納の状態で運送する有害物質を投げ荷により排出することは、禁止する。ただし、船舶の安全を確保し又は海上において人命を救助するために必要な場合は、この限りでない。
- (2) この条約に従うことを条件として、漏出した有害物質を含有する洗浄水を船外に排出することを防止するため、有害物質の物理的、化学的及び生物学的な特性を考慮して適当な措置をとる。ただし、この措置により船舶及び乗船者の安全が損なわれないことを条件とする。

第八規則 通報

締約国の政府の指定する特定の有害物質については、船長若しくは船舶所有者又はこれらの者の代理人は、当該有害物質の積み込み及び取卸しをする場合には少なくとも二十四時間前にその旨を適当な港湾当局に通報する。

附属書IV 船舶からの汚水による汚染の防止のための規則

第一規則 定義

- (1) この附属書の適用上、
- (a) 「新船」とは、次の船舶をいう。
- ① この附属書の効力発生の日の後に建造契約が結ばれる船舶又は建造契約がない場合には、この附属書の効力発生の日の後にキールが据え付けられる船舶若しくはこれと同様

一九七三年船舶汚染防止国際条約一九七八年議定書

の建造段階にある船舶

- (b) この附属書の効力発生の日から三年を経過した後引渡しが行われる船舶

- (2) 「現存船」とは、新船でない船舶をいう。

- (3) 「汚水」とは、次のものをいう。

- (a) あらゆる形式の便所及び便所用排水口からの廃水その他の廃棄物

- (b) 医療区域（医務室、病室等）内にある洗浄用容器及び排水口からの廃水

- (c) 生きている動物を収容している場所からの廃水

- (d) (a) から (c) までの廃水と混合した他の廃水

- (4) 「貯留タンク」とは、汚水を集め及び保留するために使用するタンクをいう。

- (5) 「最も近い陸地から」とは、国際法に従って領海の幅を測定するための基線からをいう。ただし、この条約の適用上、オーストラリアの北東海岸の沖合における「最も近い陸地から」とは、オーストラリアの海岸における南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点まで、その点から南緯十度東経百四十一度五十五分の点まで、その点から南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点まで、その点から南緯九度東経百四十四度三十分の点まで、その点から南緯十三度東経百四十四度の点まで、その点から南緯十五度東経百四十六度の点まで、その点から南緯十八度東経百四十七度の点まで、その点から南緯二十一度東経百五十三度の点まで、その点からオーストラリアの海岸における南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点まで引いた線からをいう。

第二規則 適用

一九七三年船舶汚染防止国際条約一九七八年議定書

この附属書は、次の船舶に適用する。

- (a) (i) 総トン数二百トン以上の新船
- (ii) 総トン数二百トン未満の新船のうち十人を超える人の搭載を認められたもの
- (iii) 総トン数の測度を受けていない新船のうち十人を超える人の搭載を認められたもの
- (b) (i) この附属書の効力発生の日から十年を経過した時における総トン数二百トン以上の現存船
- (ii) この附属書の効力発生の日から十年を経過した時における総トン数二百トン未満の現存船のうち十人を超える人の搭載を認められたもの
- (iii) この附属書の効力発生の日から十年を経過した時における総トン数の測度を受けていない現存船のうち十人を超える人の搭載を認められたもの

第三規則 検査

- (1) この附属書の規定に従うことを要求される船舶であつて旗国以外の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事するものは、次に定める検査を受ける。
- (a) 船舶の就航前又は第四規則の要求する証書が初めて発給される前に行われる最初の検査。この検査には、次のことを確保するための検査を含める。
- (i) 船舶が汚水処理プラントを備えている場合には、当該プラントが機関の作成する基準及び検査方法に即した性能の要件を満たしていること。
- (ii) 船舶が汚水の粉砕及び消毒の装置を備えている場合には、当該装置が主管庁の承認する型式のものであること。
- (iii) 船舶が貯留タンクを備えている場合には、その容量

四六八

が、船舶の運航、搭載人員その他の関連要因を考慮してすべての汚水を保留するために十分であると主管庁が認めるものであること（貯留タンクは、その内容物の量の表示装置を有していなければならない。）。

- (iv) 船舶が受入施設に汚水を排出するための船外に通ずる管を備えていること及びその管に第十一規則に定めるところにより標準排出連結具が取り付けられていること。

この検査は、設備、取付け物、配置及び材料が、この附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。

- (b) 主管庁の定める五年を超えない間隔で行われる定期的検査。この検査は、設備、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。ただし、第七規則(2)又は(4)に定めるところにより国際汚水汚染防止証書（千九百七十三年）の有効期間の延長がされる場合には、これに応じて定期的検査の間隔を延長することができる。
- (2) 主管庁は、(1)の規定が適用されない船舶がこの附属書の関係規定に適合することを確保するため適当な措置をとる。
- (3) この附属書の実施に関する船舶の検査は、主管庁の職員が行う。もつとも、主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に検査を委託することができる。主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証する。

- (4) この第三規則の規定に基づく船舶の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、検査の対象となる設備、取付け物、配置又は材料の重要な変更を行つてはならない。ただし、これらの設備又は取付け物を直接交換する場合を除く。

第四規則 証書の発給

- (1) 第三規則の規定に基づく検査の完了後は、旗国以外の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する船舶に対し、国際汚水汚染防止証書（千九百七十三年）を発給する。
- (2) 証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が発給する。主管庁は、あらゆる場合において、証書について全責任を負う。

第五規則 旗国以外の締約国の政府による証書の発給

- (1) 締約国の政府は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、この附属書に適合していると認めるときは、当該船舶に対しこの附属書に基づいて国際汚水汚染防止証書（千九百七十三年）を発給し又はその発給を認める。

- (2) 証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行つた主管庁に対してできる限り速やかに送付する。

- (3) このようにして発給する証書には、証書が主管庁の要請に基づいて発給されるものである旨を記載する。この証書は、第四規則の規定に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。

- (4) 国際汚水汚染防止証書（千九百七十三年）は、締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

第六規則 証書の様式

国際汚水汚染防止証書（千九百七十三年）は、付録に定める様式により、発給する国の公用語で作成するものとし、使用さ

証書の有効期間

れる公用語が英語又はフランス語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。

第七規則 証書の有効期間

- (1) 国際汚水汚染防止証書（千九百七十三年）は、(2)から(4)までに定める場合を除くほか、発給の日から五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について発給する。
- (2) 証書の有効期間の満了の時に船舶が旗国である締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設にない場合には、主管庁は、証書の有効期間の延長をすることができる。ただし、延長は、船舶が旗国又は検査がされる予定の国への航海を完了することができるようにするためにのみ、しかもそれが適当かつ合理的であると認められる場合に限り、許可される。
- (3) (2)の規定に基づく証書の有効期間の延長は、五箇月を超えて行うことはできない。有効期間の延長がされた証書を備える船舶は、旗国又は検査がされる予定の港に到着したときは、新たに証書の発給を受けない限り、当該延長によつて旗国又は当該港を離れることはできない。
- (4) (2)の規定に基づく有効期間の延長がされていない証書については、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。
- (5) 主管庁の許可を受けることなく設備、取付け物、配置又は材料に重要な変更を行つた場合（これらの設備又は取付け物を直接交換する場合を除く。）には、証書は、効力を失う。
- (6) (7)に定める場合を除くほか、船舶が他の国を旗国とすることとなつた場合には、証書は、効力を失う。
- (7) 船舶が他の締約国を旗国とする事となつた場合には、証書は、五箇月を経過する日又は主管庁がこれに代わる証書を発給する日のいずれか早い日まで効力を有する。船舶の旗国

であつた締約国の政府は、できる限り速やかに、当該船舶が有していた証書の写し及び可能なときは検査の報告書の写しを主管庁に送付する。

第八規則 汚水の排出

(1) 海洋への汚水の排出は、禁止する。ただし、第九規則の規定が適用される場合及び次の場合は、この限りでない。

(a) 船舶が、第三規則(1)(a)の規定により主管庁の承認する装置を使用して粉砕及び消毒を行った汚水を最も近い陸地から四海里を超える距離の場所へ排出する場合又は粉砕若しくは消毒を行っていない汚水を最も近い陸地から十二海里を超える距離の場所へ排出する場合。貯留タンク内の汚水は、いかなる場合にも、一度に排出してはならないものとし、船舶が四ノット以上の速力で航行している間に適当な速度で排出しなければならない。排出の速度は、機関の作成する基準に基づいて主管庁が承認するものでなければならない。

(b) 船舶が、第三規則(1)(a)(i)に定める性能の要件を満たしていることを主管庁が証明した汚水処理プラントを作動させている場合において、

(i) その汚水処理プラントの検査結果が国際汚水汚染防止証書(千九百七十二年)に記載されており、かつ、

(ii) 周囲の海水に視認することのできる浮遊固体及び変色が生じないとき。

(c) 船舶が、いずれかの国の管轄の下にある水域においてその国の定める一層緩やかな要件に従つて汚水を排出する場合

(2) 汚水が排出要件の異なる廃棄物又は廃水と混合している場合には、厳しい方の排出要件を適用する。

適用除外

受入施設

標準排出 連結具

第九規則 適用除外

第八規則の規定は、次の排出については、適用しない。

(a) 船舶及び乗船者の安全を確保し又は海上において人命を救助するために必要な汚水の海洋への排出

(b) 船舶又はその設備の損傷に起因する汚水の海洋への排出。ただし、損傷の発生の前後に、排出を防止し又は最小にするためすべての適当な措置がとられていることを条件とする。

第十規則 受入施設

(1) 締約国の政府は、汚水を受け入れるための施設であつて航海に不当な遅延を生じさせることなくこれを利用する船舶の必要に応ずるために十分なものが港及び係留施設に設けられることを確保する。

(2) 締約国の政府は、この第十規則の規定により設けられる施設が不十分であるとの申立てがあつた場合には、その申立てを関係締約国の政府に通知するため、機関に通報する。

第十一規則 標準排出連結具

船舶の排出管と受入施設の管との連結を可能にするため、両方の管には、次の表に定める標準排出連結具を取り付ける。排出連結具用フランジの標準寸法

項	目	寸	法
外径	一〇〇ミリメートル		
内径	管の外径に応じたもの		

ポルト円の径 一七〇ミリメートル
フランジの溝 径一八ミリメートルの四の穴をポルト円上に等間隔に配置し、フランジの外縁まで溝をつける。溝の幅は、一八ミリメートルとする。
フランジの厚さ 一六ミリメートル
ポルト及びナブ 径一六ミリメートルの適当な長さのもの四組
トの数及び径 フランジは、最大一〇〇ミリメートルの内径の管に取り付けることができるよう設計するものとし、鋼その他これと同等の材料を使用し、かつ、平らな面を持つものでなければならない。フランジは、適当なガスケットを付けた場合に、一平方センチメートル当たり六キログラムの使用圧力に耐えられるものでなければならない。
型深さ五メートル以下の船舶については、排出連結具の内径は、三十八ミリメートルとすることができる。

付録 証書の様式

国際汚水汚染防止証書 (1973年)

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に基づいて、
(国の正式名称)
政府の権限の下に、
(1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約により権限を与えられた者又は団体の名称) が発給する。

船名	船舶番号又は 信号符字	船籍港	総トン数	指紋を認められた人 数

新船/現存船 (注)
建造契約が結ばれた日
キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
引渡しが行われた日
注 該当しないものを抹消すること。

一九七三年船舶汚染防止国際条約一九七八年議定書

この証書は、次のことを証明する。
(i) この船舶が上記の条約の附属書IV第3規則(i)(i)から(iv)までの規定により次の汚水処理プラント/物碎装置/貯留タンク(注1)及び排出管を備えていること。
(a) 汚水処理プラントの説明 (注1)
汚水処理プラントの型式
製造者の名称
汚水処理プラントが次の排水基準に適合していることが主管官により証明されている。(注2)
(b) 物碎装置の説明 (注1)
物碎装置の型式

製造者の名称
消毒後の汚水は、次の基準に適合している。
(c) 貯留タンク設備の説明 (注1)
貯留タンクの容積
位置
(d) 受入施設に汚水を排出するための管であつて標準排出連結具を取り付けたもの
注1 該当しないものを抹消すること。
注2 基準の値を記入すること。

(2) この船舶が、汚水による汚染の防止に関し、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書IV第3規則の規定により検査されたこと。検査の結果、この船舶の設備及びその状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が同条約附属書IVの関係要件に適合していること。
この証書は、
19 年 月 日
(証書の発給の場所) において発給した。

(必要に応じて、証書を発給する職員の名)
署名 (正當に権限を与えられた職員の名)
場所
日
(必要に応じて、当局の印章)

附屬書V

附屬書V 船舶からの廃物による汚染の防止のための規則

第一規則 定義

この附屬書の適用上、

(1) 「廃物」とは、船舶の通常の運輸中に食事、生活及び運輸に関連して生じ継続的又は定期的な処分が必要となるあらゆる種類の廃棄物（生鮮魚及びその一部を除く。）をいう。ただし、他の附屬書において定義され又はこれらに掲げられている物質を除く。

(2) 「最も近い陸地から」とは、国際法に従つて領海の幅を測定するための基線からをいう。ただし、この条約の適用上、オーストラリアの北東海岸の沖合における「最も近い陸地から」とは、オーストラリアの海岸における南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点まで、その点から南緯十度東経百四十二度の点まで、その点から南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点まで、その点から南緯九度東経百四十四度三十分の点まで、その点から南緯十三度東経百四十四度の点まで、その点から南緯十五度東経百四十六度の点まで、その点から南緯十八度東経百四十七度の点まで、その点から南緯二十一度東経百五十三度の点まで、その点からオーストラリアの海岸における南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点まで引いた線からをいう。

(3) 「特別海域」とは、海洋学上及び生態学上の条件並びに交通の特殊性に関連する認められた技術上の理由により、廃物による海洋汚染の防止のため、特別の義務的な方法を採用することが要求される海域をいう。特別海域は、第五規則に掲

適用

特別海域外における廃物の処分

この附屬書は、すべての船舶に適用する。

第二規則 適用

第三規則 特別海域外における廃物の処分

(1) 第四規則から第六規則までの規定に従うことを条件として、

(a) 合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋等のすべてのプラスチック類の海洋への投入による処分は、禁止する。

(b) 次の廃物の海洋への投入による処分は、最も近い陸地からできる限り離れて行うものとし、いかなる場合にも、最も近い陸地からの距離が次の距離に満たないときは、禁止する。

(i) 浮遊性を有するダンネージ、ライニング及び包装材料については、二十五海里

(ii) 食物くず及び他のすべての廃物（紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器及びこれらと同様の物を含む。）については、十二海里

(c) (i) に規定する廃物の海洋への投入による処分は、粉碎装置又は圧砕装置を使用し、かつ、最も近い陸地からできる限り離れて行う場合に認めることができる。最も近い陸地からの距離が三海里に満たない場合には、禁止するものとする。海洋への投入による処分を認める場合には、粉碎され又は圧砕された廃物は、二十五メートルの網目を有する網を通過することのできるものでなければならぬ。廃物が処分又は排出の要件を異にする他の排出物と混在している場合には、厳しい方の処分又は排出の要件を適用する。

第四規則 廃物の処分に関する特別の要件

- (1) (2)の規定に従うことを条件として、海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工に従事している固定され又は浮いているプラットフォーム並びにこのプラットフォームに横付けした船舶又はこのプラットフォームから五百メートル以内にある船舶がこのプラットフォームにより規制される廃物の処分を行うことは、禁止する。
- (2) 陸地から十二海里を超える距離の場所にある(1)に規定する固定され又は浮いているプラットフォーム及びこのプラットフォームに横付けした船舶又はこのプラットフォームから五百メートル以内にある船舶からの食物くずの海洋への投入による処分は、粉碎装置又は圧砕装置を使用する場合に認めることができる。粉碎され又は圧砕された食物くずは、二十五ミリメートルの網目を有する網を通過することのできるものでなければならない。

第五規則 特別海域における廃物の処分

- (1) この附属書の適用上、「特別海域」とは、次に定義する地中海海域、バルティック海域、黒海域、紅海域及びバルフ海域をいう。
 - (a) 「地中海海域」とは、北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とし、ジブラルタル海峡における西経五度三十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む）をいう。
 - (b) 「バルティック海域」とは、ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海をいう。
- (c) 「黒海域」とは、北緯四十一度の緯度線を地中海と黒

海の境界線とする黒海をいう。

- (d) 「紅海域」とは、スエズ湾及びアカバ湾を含み、ラシ・シ・アネ（北緯十二度八・五分東経四十三度十九・六分）とハスン・ムラド（北緯十二度四十・四分東経四十三度三十・二分）とを結ぶ航程線を南端とする紅海をいう。
- (e) 「ガルフ海域」とは、ラシ・アル・ハド（北緯二十二度三十分東経五十九度四十八分）とラシ・アル・ファステ（北緯二十五度四分東経六十一度二十五分）とを結ぶ航程線の北西の海域をいう。
- (2) 第六規則の規定が適用される場合を除くほか、
 - (a) 次のものの海洋への処分は、禁止する。
 - (i) 合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋等のすべてのプラスチック類
 - (ii) 他のすべての廃物（紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器、ダンネージ、ライニング及び包装材料を含む）
 - (b) 食物くずの海洋への投入による処分は、陸地からできる限り離れて行わなければならない。いかなる場合にも、最も近い陸地からの距離が十二海里以上でなければならない。廃物が処分又は排出の要件を異にする他の排出物と混在している場合には、厳しい方の処分又は排出の要件を適用する。
- (3) 特別海域内の受入施設
 - (a) 特別海域のいずれかに接する海岸線を有する締約国の政府は、当該特別海域において運航している船舶の特別の必要を考慮に入れ、第七規則の規定により適当な受入施設ができる限り速やかに当該特別海域内のすべての港に設けられることを確保する。
 - (b) 締約国の政府は、(a)の規定に基づいてとつた措置を機関に通報する。機関は、十分な通報を受けたときは、特別海域についてこの第五規則に定める要件が適用される日を定

める。機関は、このようにして定めた日を少なくともその十二箇月前までに、すべての締約国に通知する。

(c) (b)の規定により機関が定めた日の後は、特別海域内の港において(a)に規定する受入施設が利用可能でない場合であっても、その港を利用する船舶は、この第五規則に定める要件に完全に従うものとする。

第六規則 適用除外

第三規則から第五規則までの規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 船舶及び乗船者の安全を確保し又は海上において人命を救助するために必要な廃物の海洋への投入による処分
- (b) 船舶又はその設備の損傷に起因する廃物の流失。ただし、損傷の発生の前後に、流失を防止し又は最小にするためすべての適当な措置がとられていることを条件とする。
- (c) 合成繊維製漁網又は合成繊維製漁網の修繕に使用される合成物質の流失。ただし、流失を防止するためすべての合理的な措置がとられていることを条件とする。

第七規則 受入施設

(1) 締約国の政府は、廃物を受け入れるための施設であつて航海に不当な遅延を生じさせることなくこれを利用する船舶の必要に応じたものが港及び係留施設に設けられることを確保する。

(2) 締約国の政府は、この第七規則の規定により設けられる施設が不十分であるとの申立てがあつた場合には、その申立てを関係締約国の政府に通知するため、機関に通報する。

(参考)

この議定書は、船舶による海洋環境の汚染の防止及び規制を一層増進するため、昭和四十八年にロンドンで作成された一九七三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に所要の修正及び追加をした上で同条約を実施することを目的とするものである。